

質問回答

Bangladesh国南部チッタゴン地域水資源開発に係る情報収集・確認調査(QCBS)

(公示日:2019年9月18日/公示番号:19a00440)について、質問の回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.29 2.実施上の条件 (1).	「2.(1)業務工程」のバーチャートにおいて、本調査の作業項目となる「コンポーネント 2-1:データ解析・モデル構築」と「コンポーネント 2-2:水需要予測」、並びに「コンポーネント 3-1:水資源開発ポテンシャル評価」の実施時期は、バーチャート上のどの時期、現地作業/国内のどちらに、該当しますでしょうか。	<p>ご照会のコンポーネントについては、現地での情報収集及び先方機関との協議と、国内での情報収集・分析を経て調査を進めていただくものと考えています。</p> <p>各コンポーネントのバーチャート上の該当時期は以下の想定としております。異なるご提案がありましたら、プロポーザルにてご提案ください。</p> <p>コンポーネント 2-1:調査 13 か月目までの国内/現地作業</p> <p>コンポーネント 2-2:調査 1、2 か月目、及び調査 5、6 か月目の国内/現地作業。</p> <p>コンポーネント 3-1:調査 10~12 か月目の国内作業及び現地作業。</p> <p>なお、バーチャートに記載渡航時期は目安になりますので、調査 TOR 及び報告書の提出時期に合わせ効率的な要員計画をご検討いただき、プロポーザルにてご提案をお願い致します。</p>

2	P.29 2.実施上の条件 (1).	<p>上記に関連し、現地再委託で実施する予定の「表流水調査」の水位・流量観測結果については、作業工程上、データ解析・モデル構築や、水需要予測、水資源開発ポテンシャル評価(案)に直接使用することは難しいと考えられます。</p> <p>このデータの活用方法としては、仕様書案 p.23 に記載されているように、「④(イ)既存データの信頼性の検証」に利用すること、並びに今後の信頼性の高い観測データの記録・蓄積と考えていますが、この認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>概ねご理解の通りです。ただし、調査初期の乾季の表流水調査の観測結果は、渇水期の水源開発ポテンシャル評価の重要なデータになると考えています。したがって、調査観測データとバングラデシュ側による既存観測データを比較し、信頼性を確認の上、データ解析、モデル構築の精度向上に可能な限り活用いただきたいと考えています。</p>
3	P.29 2.実施上の条件 (1).	<p>また、すべての再委託業務について、中間成果の整理、検証、分析などが必要であり、それらはインテリムレポート提出時の 2020 年 7 月前に実施すべき事項と考えますが、業務工程バーチャート上の実施時期が不明です。</p>	<p>中間成果の整理検証、分析は 2020 年度第一四半期頃を想定しています。バーチャートに記載の現地/国内業務はあくまでも目安になります。各調査項目の進捗を考慮した各団員の業務計画の検討をお願い致します。</p>
4	P.25 7.調査の内容 (3).1)④)	<p>P.25「(3) 1) ④インテリムレポート(ITR)の作成・説明、協議」に関し、インテリムレポート報告書の時期は、P.26「8.成果品等 (1)報告書 2)インテリムレポート」と P.29 の「2.(1)業務工程」のバーチャートと 2020 年 7 月末になっています。</p> <p>一方、その前後の現地業務の時期は、上記バーチャート上では、2020 年 4 月、11 月となっています。</p> <p>インテリムレポートの先方政府への説明時期は、4 月、11 月のいずれを想定されていますでしょうか。</p>	<p>バーチャートに記載渡航時期は目安となりますので、指示書の現地業務派遣期間(黒太線)にのみ派遣期間を限定しているものではありません。調査 TOR と報告書提出時期(含、先方への説明)を踏まえ、要員計画をご提案ください。</p>

以上、10/2 回答済み			
5	P.140 6. 実施方針および留意事項 (5)	(5)の記載について、「発注者または再委託先による実施、あるいは…」とありますが「発注者」というのは我々コンサルタントを指しているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。本文章の発注者は、現地委託業務を依頼するコンサルタントを指しています。
6	P15 (8)(ウ) 現在の水利用および水利権	指示書では、地下水の利用状況を地下水盆別に整理することを求めています。しかし、調査対象地域には広大な地域に亘って帯水層が分布しており、地下水盆を構成しているには見えません。しかし、断層等の地質構造によって帯水層が分割されているため、構造によって区切られたブロック毎に整理することが可能な様に見えます。実際の取り纏めは、整理する単元を調査結果に依って、適宜決定して取り纏めることができるという理解で良いでしょうか。	本項目の目的は、調査対象地域の地下水利用状況を把握することとなります。地下水盆別に整理するよりも効果的な単元が考えられ得る場合は、プロポーザルにて想定され得る単元区分方法をご提案ください。
7	P20 ②地下水調査	地下水調査の対象範囲は、“モヘシュカリ・マタバリ地域から 30km 圏内のマタムフリ川・サング川流域とチッタゴン丘陵内”とされています。ここで 30km 圏内というのはチッタゴン丘陵についても適用されているという理解で良いでしょうか。	ご理解の通りです。
8	P21 ②地下水調査 (イ) 予備調査	既存井戸のインベントリ調査について、調査すべき数量が記載されていませんが何本ぐらいの井戸を想定されているのでしょうか。この数量は現地再委託学に大きく影響します。深度 70	予備調査の既存井戸インベントリ調査は、地下水調査(ロ)(ハ)で使用する井戸 100 地点を選定するために必要な情報を収集することが目的の一つとなります。深井戸につ

		-80m 以深の井戸だけに限定しても、調査地には少なくとも数百本の井戸があると推定されますが。	いては数百本であれば全数調査が望ましいと考えています。なお、浅井戸については概況を把握するための抽出調査を想定しています。現地再委託金額は定額計上になりますので、他の委託業務と調整し、調査本数の提案をお願い致します
9	P21 (口) 地下水位観測	<p>①既存井戸 3 地点 x 3 地域の 9 地点で、既存井戸を利用しての 1 年間の地下水位連続観測が指示されています。この連続観測は自記水位計を設置しての観測を想定されているのでしょうか。それとも、例えば 1 ヶ月に 1 回程度の観測を想定されているのでしょうか。もし、自記水位計での観測であれば水位計の設置が必要ですが、自記水位計の購入費を計上することは可能でしょうか。</p> <p>②既存井戸の大半は現地の業者による小口径（大半が直径 2” 程度）の手堀井戸です。地質柱状図の作成や井戸の物理検層などは実施されていないため、揚水している帯水層を推定するためのデータを有しない可能性が高い状況です。この場合、現地調査結果に基づき、地下水位観測井戸の掘削を提案することは可能でしょうか。</p> <p>③現地の既存井戸はハンドポンプが設置されていて、日常的に使用されているものがほとんどだと思います。自記水位計を設置するためにはハンドポンプを撤去する必要がありますが、</p>	<p>①年間を通じた水位傾向が把握できる頻度での観測をお願い致します。基本的に、自己水位計は井戸利用者の負担を伴うため、設置を想定しておらず、ロープ式の水位検知器による定期観測を想定しています。ロープ式の水位検知器の費用については、定額計上の現地再委託費に含むことを想定しています。</p> <p>②上述 8 のとおり、現時点では、試掘の実施は想定しておりません。他方、調査の過程で必要性が認められる場合には、掘削を検討することとなりますので、可能な限り、プロポーザル提出時点で、試掘費用の見積もりの添付をお願いします。</p> <p>③上述①のとおり、自己水位計ではなく、ロープ式の水位検知器による定期観測を想定しております。また、上述 8 のとおり、現時点では、井戸の掘削は想定していません。他方、調査の過程で必要性が認められる場合には、掘削を検討することとなりますので、可</p>

		観測期間は井戸からの揚水を行うことができません。上記②の状況と併せて、自記水位計を設置可能な既存井戸が無い場合、観測用の井戸の掘削を現地再委託で行うことは可能でしょうか。なお、試掘を行う場合は、試掘終了後、観測井として使用することは可能です。	能な限り、プロポーザル提出時点で、試掘費用の見積もりの添付をお願いします。
10	P27 ②地下水調査（イ）予備調査	地下水調査の既存井戸のインベントリー調査で、既存井戸の調査を行う必要があります。調査地には不圧帯水層を対象とする浅井戸と深層帯水層を対象とする深井戸が分布します。この内、前者は個人用の井戸を含めて無数に存在しているようです。本調査の目的を考えると、汚染されている可能性が低い深層帯水層を水源とする深井戸のみを対象とするという理解で良いでしょうか。	主に、将来の地下水源開発の候補となり得るような深層帯水層を水源とする深井戸をインベントリー調査の対象と想定していますが、地下水開発ポテンシャルの検討と水循環解析に不圧地下水の開発概況の情報が必要になるため、浅井戸についても代表的な井戸を抽出して調査することを想定しています。
11	P28 (ハ) 揚水試験	調査地域に分布する深井戸は、ほとんどがハンドポンプを設置するための小口径（直径2インチ程度）のものがほとんどであり、水中ポンプを設置して揚水試験を実施することが出来ない可能性が高いと考えます。そのような場合、試掘を行う必要があります。試掘を実施する場合、下日業者による掘削状況を水理地質技術者（調査団メンバーあるいは現地技術者）が監理しなければ、的確な情報を得ることが困難になります。指示書では試掘の費用の見積もりの提出を可能な限り求めています。試掘費用と併せて、水理地質技術者を従事させる費用を別見	<p>まずは、既存井戸のインベントリー調査による現場確認で、揚水試験が実施可能な既存井戸を抽出し、揚水試験が行える井戸が不足する場合は、試掘を検討することを想定しています。また、試掘を行う場合は、調査期間中は観測井として使用し、将来的には生産井への転用を想定します。</p> <p>水理地質技術者の費用の別見積もりの提出を認めます。その際は、調査団メンバー/現地技術者双方の場合の見積もりのご提出をお願い致します。</p>

		積もりで提出すること認めて頂けるでしょうか。	
--	--	------------------------	--

以上